第三版ガイドライン遵守宣言の留意点

- 既に登録済みの支援機関のうち、中小M&Aガイドライン第2版で遵守宣言をしている支援機関においては、令和6年12月31日までに、遵守宣言の対応を完了した上で、(仲介/FA契約締結前の重要事項の説明における追加説明事項への対応等)登録事務局に第3版の遵守宣言の申請が必要となります。
- ※第2版のガイドラインに対応済みの事業者において、第3版で追加対応が必要となる主な項目は資料(<u>こちら</u>)をご確認ください。
- ガイドライン遵守宣言の申請は、必ずマイページ上の「遵守宣言はこちら」からの申請が必要となります。以下の方法からの遵守宣言は認められませんのでご留意ください
 - マイページの変更申請フォームからの提出(変更申請が受理されていたとしても、マイページ上の「遵守宣言はこちら」からの申請が必要となります)
 - メール、お電話による提出
 - その他遵守宣言フォーム以外での提出
- 申請結果に関しては、翌月の中旬頃に事務局よりメールを送付いたしますので必ずご確認ください。
- 期日までに対応が完了しない場合は、登録抹消となる可能性がある点で留意ください。また、期日以降に提出されたものは認めません。
- 原則、期日の延長等の例外対応は認めないため、お早めの対応をお願い申し上げます。

- ●第三版ガイドライン遵守宣言の流れ 1/2
 - ① 自社ホームページまたは書面で遵守宣言を実施(宣言方法)
 - ・遵守宣言の方法は以下 2 種類あり、自社ホームページがある場合は●で、自社ホームページがない場合は●で遵守宣言を行ってください
 - ▶ ❶自社ホームページにて宣言資料を掲載
 - ▶ ②顧客説明で使用する会社概要や事業概要パンフレット等に宣言資料を掲載し、顧客に説明
 - なお、遵守宣言は下記の宣言資料を使用してください。フォーマットは2種類あり、いずれか1 つを使用してください
 - ▶ 資料1: HP掲載・顧客説明の際の参考資料(Wordがダウンロードされます)
 - ※必ず資料冒頭の「(M&A支援機関名)」に貴社の名前(登録機関名)を追記ください

https://ma-

shienkikan.go.jp/documents/HP%E6%8E%B2%E8%BC%89%E3%81%82%E3%82%8B%E3%81%84%E3%81%AF%E9%A1%A 7%E5%AE%A2%E4%BA%8B%E5%89%8D%E8%AA%AC%E6%98%8E%E3%81%AE%E9%9A%9B%E3%81%AE%E5%8F%82 %E8%80%83%E8%B3%87%E6%96%99.docx

- ➤ 資料2:遵守事項一覧チェックシート(Wordがダウンロードされます)
- ※資料冒頭の「今和yy年mm月dd日」に宣言した日付と全てのチェックボックスにチェックを追記ください https://ma-

shienkikan.go.jp/documents/%E9%81%B5%E5%AE%88%E4%BA%8B%E9%A0%85%E4%B8%80%E8%A6%A7%E3%83%81%E3%82%A7%E3%83%83%E3%82%AF%E3%82%B7%E3%83%BC%E3%83%88.docx

自社ホームページがあるが、ホームページに掲載せず書面のみで遵守宣言している場合は、 遵守宣言として認めないため注意してください

- ●第三版ガイドライン遵守宣言の流れ 2/2
 - ② マイページより、遵守宣言が完了した旨を申請(申請方法)
 - 申請は、マイページの「遵守宣言はこちら」より、遵守宣言方法に応じて以下の方法で行ってください(詳細はP5-7参照)
 - **戸** 遵守宣言を❶の方法で行った場合:**遵守事項掲載URL(宣言資料を公開している) 自社HPのURL)を登録**
 - ※資料URL(末尾が「.pdf」) ではなく、資料が掲載されている貴社サイトのURL (末尾が「.com」等) を入力ください
 - ※URLはアクセス制限がないよう設定してください
 - ▶ 遵守宣言を②の方法で行った場合:宣言資料を提出
 - 申請が完了すると、登録されているメールアドレスに、事務局より件名"「M&A支援機関登録制度」中小M&Aガイドライン(第3版)遵守宣言受付完了通知"でメールが送信されます(※受付完了通知のため、申請内容の受理ではないことご承知おきください)
 - ③ 申請内容の審査・公表
 - 申請内容は事務局にて審査します
 - 審査結果は、申請月の翌月中旬頃に下記内容で事務局よりメールにて連絡します
 - ▶ 申請内容に不備がある場合:不備理由のご説明と遵守宣言申請フォームからの再申請依頼(よくある不備の例は次頁をご確認ください)
 - ▶ 申請内容に不備がない場合:対応完了のご連絡と事務局ホームページにおける各支援機関のデータベースに「第3版対応」のアイコンを表示した旨のご報告

(参考) よくある不備の例

主な不備		具体的例
書類不備		「HP 掲載・顧客説明の際の参考資料」又は「遵守事項一覧チェックシート」が、 ガイドライン第3版ではなく、ガイドライン初版/第2版に関する資料である
		「ガイドライン第3版を宣言している」旨の記載はあるが、HP 掲載・顧客説明の際の参考資料」又は「遵守事項一覧チェックシート」を記載していない(HPがある場合は、資料のリンクを掲載していない)
内容不備	「HP 掲載・ 顧客説明の 際の参考資 料」	原文から削除/追加されている箇所が、ガイドラインの趣旨/支援の実態に即していない ※例えば、仲介業務を支援する旨、申請いただいているのにかかわらず、仲介 業務に係る留意点の記載がない場合は不備
		資料冒頭の「 <u>(M&A支援機関名)</u> 」に支援機関名が追記されていない ※2か所変更箇所あり
	「遵守事項 一覧チェック シート」	原文から削除/追加されている項目が、ガイドラインの趣旨/支援の実態に即し ていない
		資料冒頭の日付欄に日付を記載していない
		チェック欄に全てチェックが入っていない

(参考) 具体的な申請方法 1/3

1.https://ma-shienkikan.go.jp/loginより、受付番号と登録済みメールアドレスを入力の上、マイページにログインしてください。

	マイペーシ・ログイン方法についてはこちら(PDF)区		
公表済みの申請内容の確認や変更申請を行う場合は、下記よりログインしてください。			
入力	受付番号		
	登録済みメールアドレス		

2.「遵守宣言はこちら」のボタンをクリックしてください。



(参考) 具体的な申請方法 2/3

3.自社ホームページがある場合は、「遵守事項掲載URL」に宣言資料を掲載した自社ホームページのURLを記載し、下の「確認する」をクリックしてください。



②クリック ✓ 確認する

※会社のホームページの有無の変更をご希望の場合は、マイページ上の「変更申請」はこちらより申請し、申請内容が受理されたことを確認いただいた上で、本フォームより申請ください

(参考) 具体的な申請方法 3/3

4.入力内容の確認画面が表示されますので、入力内容をご確認の上、お間違いがなければ「遵守宣誓をおこなう」をクリックしてください。もし修正が必要である場合は「く修正する」をクリックしてください。

入力内容にお間違いが無ければ、「遵守宣誓をおこなう」ボタンを押してください。 修正する場合は、「修正する」ボタンを押してください。

(入力内容に問題がなければ)

クリック



く 修正する

5. (以下の画面が表示されたら) 受付が完了となります。

中小M&Aガイドライン(第3版)遵守宣言を受け付けました。 ご提出頂いた内容を記載したメールをご連絡先メールアドレスに送信しています。

しばらく経ってもメールが届かない場合は、下記までお問い合わせください。

お問合せ先

遵守宣言に関するお問い合わせは、下記事務局までご連絡ください。

問合せ先Eメール: touroku-support@ma-shienkikan.go.jp

<M&A支援機関登録事務局 問合せ窓口>

TEL: 03-4570-8692

受付時間:平日10:00~17:00